

# 令和5年度 新潟市小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 募集要項

## 1 研修種別

小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の目的及び対象者は下記のとおりです。

研修名	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 (事前提出レポート、講義・演習13時間)
目的	利用登録者に関する居宅介護支援計画や指定(看護)小規模多機能型居宅介護事業所における(看護)小規模多機能型居宅介護計画等を適切に作成する上で必要なサービスに係る「基準の正しい理解」「適切なサービスの提供」「利用計画作成演習」などの知識・技術の習得
対象者	<p>次の①～③の要件を全て満たす方を対象とします。</p> <p>① 指定(看護)小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。)の計画作成担当業務に従事している、または従事する予定があること。 (現在従事している、または従事する予定がある方を優先しますが、将来的な交代に備えた申込みも受け付けます。)</p> <p>② 都道府県及び指定都市が平成16年度までに実施した「痴呆介護実務者研修(基礎課程)」または都道府県・指定都市が平成17年度以降に実施した「認知症介護実践者研修」を修了している(※1)、または本研修の実施日までに修了できる見込みがあること(※2)。</p> <p>③ <u>新潟市内に所在する事業所</u>に勤務している、または本研修修了後に勤務することが決定・内定していること。 (原則として新潟市内の事業所を対象としますが、新潟市外に勤務しており推薦要件に該当する方は、定員に余裕がある範囲で配慮しますので、事業所の所在市町村介護保険担当課へお問い合わせください。)</p>

(※1) 上記②以外の研修の取扱いについては、4ページをご覧ください。

(※2) 研修実施日までに認知症介護実践者研修を修了できなかった場合、申込みは無効となり、本研修の受講はできません。

## 2 日程・会場

※詳細は、決定後に送付される日程表をご確認ください。

1. 日程 令和6年2月19日(月)・20日(火)
2. 会場 新潟テルサ 2階 中会議室  
(〒950-1141 新潟市中央区鐘木185-18)

## 3 受講定員

30名

## 4 申込方法

受講希望者の所属する事業所（以下「事業所」という。）は、期限までに、申込専用フォームから受講申込を行ってください。

(1) 申込期限 令和6年1月12日（金）

(2) 申込方法

下記の新潟市オンライン申請システム専用フォームからお申込ください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/f6292971-409f-4989-a365-c76452669693/start>

(3) 注意事項

- ・提出期限以降の申し込みは一切受けません。
- ・受講申込の内容に不備、不足等がある場合は受講決定されない事があります。

## 5 申込締切後の急な欠員等により基準を満たせなくなった場合

上記4の申込締切後に生じた急な欠員等の事由（単なる申込漏れ等は対象外とします）により、事業所が人員等の基準を満たせなくなった場合で、かつ新潟市が適当と認める方の受講について、可能な範囲で対応を行いますので、速やかに新潟市地域包括ケア推進課にご相談願います（ただし、受講を保証するものではありません。）。

## 6 受講決定・不決定

(1) 受講者の決定・不決定は、令和6年1月26日（金）頃までに通知します。

(2) 受講希望者が定員を超えた場合は、次の順位により受講者を決定します。

- ① 本研修を受講することにより指定（人員）基準を満たすことができる事業所の計画作成担当従事者または従事予定者。
- ② 上記①により決定されなかった方については、定員の範囲内で抽選により決定します。

## 7 受講決定者に対する事前レポートの提出について

当研修の受講決定を受けた方は、令和6年2月9日（金）までに事前課題の提出が必要です。レポートの課題・提出方法等については、受講決定後に通知します。

## 8 費用

受講負担金として、研修資料代 7,600円を負担していただきます。

別途、市が発行する「納入通知書」により、所定金融機関にて各自お支払いください。（支払手続については研修時にご案内します。）

## 9 修了について

本研修の全過程を修了した方には、新潟市長名の修了証書を交付します。

※全過程を修了した方に修了証書を交付します。原則、自然災害による公共交通の遅れ等のやむを得ない事情を除き、遅刻・欠席は修了と認めませんのでご注意ください。

また、体調不良による欠席も、原則、終了と認めませんので、体調管理に努めて下さい。

※研修の成果物や受講態度が著しく不適切な方（居眠り、私語等）については、修了と認めない場合がありますのでご注意ください。

## 10 研修への参加が不可能となった場合について

受講決定通知後に研修への参加が不可能となった場合は、別紙「新潟市認知症介護研修受講辞退届」を新潟市福祉部地域包括ケア推進課あてに提出してください。なお、研修開始後の受講辞退は、受講負担金の返却はできませんので、ご了承願います。

## 11 その他

- 本研修は、社会福祉法人桜井の里福祉会に委託して実施します。
- 申込をした時点で、受講申込に際して取得した個人情報は、委託先へ提供することに同意したものと見なします。
- 受講申込に際して取得した個人情報は、研修事務以外には使用しません。
- 受講決定後に、委託法人より詳細なスケジュール等を郵送する予定です。
- 研修の際は、換気の実施、一定の間隔を空けての着席、近距離での会話を避けるなど新型コロナウイルス感染防止対策を行います。

## 「痴呆介護実務者研修」「認知症介護実践者研修」 以外の研修の取り扱いについて

### 1 公益社団法人日本認知症グループホーム協会が実施する研修

公益社団法人日本認知症グループホーム協会（以下「協会」という。）が実施した研修については、次のア、イのとおり取扱うものとします。

ア 協会が実施した次の①～③の研修を修了し、協会が交付した修了証書を所持している方については、県や市が実施したそれぞれの研修の修了者と同等に取扱うものとします。

- ① 平成16年度 第3～6回 痴呆介護実務者研修（基礎課程）
- ② 平成17年度 第1～4回 認知症介護実践者研修
- ③ 平成21年度～ 認知症介護実践者研修

イ 協会が実施した次の研修の修了者については、県の修了認定を受けた方に限り、県や市が実施するそれぞれの研修の修了者と同等に取り扱うものとします。  
平成18～20年度 認知症介護実践者研修

### 2 全国老人福祉施設協議会・新潟県老人福祉協議会が実施する研修

公益社団法人全国老人福祉施設協議会・一般社団法人新潟県老人福祉施設協議会が実施した「認知症介護実践者研修」については、県や市が実施した研修の修了者と同等に取り扱うものとします。

### 3 「痴呆性老人処遇技術研修」

「痴呆性老人処遇技術研修」は、「痴呆性介護実務者研修（基礎課程）」「認知症介護実践者研修」と同等と認められません。従って、当研修の受講には、改めて「認知症介護実践者研修」の受講が必要です。

## 研修日程・プログラム

1. 日 程 令和6年2月19日（月）・20日（火）

2. 会 場 〒950-1141  
新潟市中央区鐘木185-18  
新潟テルサ 2階 中会議室

3. 研修プログラム（予定）

※現時点でのプログラムのため、内容を変更する場合があります。

日 時	内 容	
2月 19日 (1日目)	9:00～9:20	受付
	9:20～9:40	オリエンテーション
	9:40～10:00	開講式
	10:00～11:10	総論・小規模多機能ケアの視点
	11:20～12:30	地域生活支援
	12:30～13:30	昼食
	13:30～15:30	ケアマネジメント論
	15:40～16:50	チームケア (記録・カンファレンス・アセスメント・プラン)
	16:50～17:00	1日のふりかえり
2月 20日 (2日目)	9:00～9:10	受付
	9:10～9:20	今日の予定の確認・連絡
	9:20～10:30	居宅介護支援計画作成の実際①（講義）
	10:40～12:30	居宅介護支援計画作成の実際②（演習）
	12:30～13:30	昼食
	13:30～16:50	居宅介護支援計画作成の実際③（演習・発表）
	16:50～17:00	1日のふりかえり
	17:00～17:20	修了式